

# 伊佐市農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 平成27年10月20日(火) 午前8時55分から10時39分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (19人)

会 長 21番委員  
委 員

1番委員

3番委員

5番委員

8番委員

10番委員

12番委員

14番委員

16番委員

18番委員

2番委員

4番委員

6番委員

9番委員

11番委員

13番委員

15番委員

17番委員

19番委員

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

4番委員 ・ 5番委員

第2 追加議案 第1号 「会長職務代理者の互選」について

第3 第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について

第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

第6号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長

農地振興係書記

農地振興係長

農地振興係書記

【開始時間 午前8時55分】

- 事務局長 おはようございます。それでは只今より、平成27年度第7回農業委員総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
- 議長 皆さんおはようございます。  
本日は、全員出席です。  
議事録署名者を、私の方から指名させていただきます。  
4番委員、5番委員にお願いします。  
会長職務代理 S委員が急逝され、皆様もびっくりされたことと思います。通夜、葬儀には参列頂きありがとうございました。  
ここで会長職務代理の逝去に伴い追加議案第1号会長職務代理者の互選について提案します。  
会長職務代理者の互選については、会長の指名、推薦、選挙という方法がございますがいかが取り扱いましょうか。
- 11番委員 皆様もご存じの通り、昨年5月農協の組織から途中でありましたけど農業委員に推薦していただきました。そこで会長、会長職務代理の選任についてはどのような方法でなされたのか、私は存じません。  
今日初めて、今、会長の方から職務代理者の互選についてという説明をいただきました。今、話を聞けば会長も大口、会長職務代理も大口の方から出られておったんだなあという風に感じておったところがございます。  
そこで一つの私の意見ですけど、今現在会長が大口の方からいらっしゃいます。今後会長職務代理を今から決める訳でございますけれども皆さんもご存じの通り、ここに書いてある通り任期は前任者の残任期間とする。というようなことで後何カ月しかありません。ですので、私の一個人の考えといたしましては、今度、代理者になられる方は、短い期間であって恐縮でありますけど今現在会長が大口の方からいらっしゃいますので、できれば菱刈の方からこの会長職務代理者を推薦させていただければなあという風に私は思っているところでございます。よろしく願いいたします。以上です。
- 議長 今、11番委員から意見が出ましたが、皆さんどうでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
はい、18番委員。
- 18番委員 私は、もう合併してますから大口、菱刈というのはあまり好ましくな

		い。まあ勿論、菱刈出身で適任者がいらっしやればそれでいいんですが、それよりも基本的には誰が職務代理者に相応しいかというのが基本だと思いますので、その基本のもとで私は先ほどもありましたけど期間も短いことでありますし、会長推薦でいいんじゃないかという風に私個人では思っております。以上です。
議	長	今、18番委員から会長推薦でいいんじゃないかと11番委員からは菱刈から誰かを推薦したらいいんじゃないかという意見が出ましたが外に何か。
	11番委員	いいですか。
議	長	はいどうぞ。
	11番委員	今、18番委員が合併したからと言われますけど、やはり地域性があってですね、合併してやっぱり大口の方が人数も多いので大口の方に負けると色々そういう声もあります。今の大口の市長も大口から市長が出て副市長は菱刈からという風なことで私は選任された話を聞いております。ですので、まあ、菱刈が、大口がと言う訳ではありませんけど、やはり地域性を考えた時に、菱刈から大口から一人ずつというような事でもらえたら、妥当ではないかなあと私は思います。
議	長	代理を選ぶのも最初は会長が大口なら代理は菱刈というような感じで選んでおったのですが、前回、前任の職務代理者を選ばれる時はもう、菱刈、大口はなくていいんじゃないかということで選挙でしたので立候補されてS委員が会長職務代理に当選されたという経緯があります。それを11番委員はご存じなかったということです。そういうことで菱刈だから、大口だから、会長が大口だったら代理を菱刈にしなければならないというようなことは前回からなくして一緒にしようという考えでそのようになったので、また、皆さんの考え方で、11番委員の考え方、18番委員の考え方、いずれもどちらが正しいとは言えないことなので、それぞれの考え方なので、どちらがいいですか。
	15番委員	(はいと言う声あり)
議	長	15番委員

1 5 番 委 員

私は今、11番委員がおっしゃいましたが、確かにそういうことは大事だと思うんです。ただ、18番委員が言われたことも確かに間違いではないと思うんです。もう合併したから菱刈、大口という必要はないんじゃないかということ、誰が本当に適任者かということが一番大事じゃないかということが、それが基本だと思います。

しかしながらですね、何故、農業委員会については、大口選挙区と菱刈選挙区の別々に設けなければならなかったかというような、その当時ですね、合併の話し合いのすり合わせをする時にいらっしゃった委員の方はおわかりの通り、やはり市会議員のように一緒にいかんかったという理由があったんですね。その結論のもとに、選挙区を二つに分けましょうということで農業委員会の場合は二つの選挙区になったわけです。

まあ、冗談かも知れませんが11番委員が言ったようなことなんですけれども、私は3年前、会長と会長職務代理が決まった時に、市報で公表された時に、菱刈の前の農業委員さんからですね、「菱刈の農業委員はどうなっているんだ。会長も代理も大口でどうなっているんだ」と、それは冗談と思いましたが、やはり関心のある人はそういうことで地域のバランスを取りたいから、市長も大口なら副市長は菱刈からと、議長が菱刈から出れば副議長は大口からというようなすり合わせとか話し合いがなされているような気がするんですよ。そういう中ではお互いに話し合った中で、ここにいらっしゃる委員の中での話し合いの中でですねバランスを考えて選出した方がよいのでは、例えばですね、皆そうだとは思いませんが、逆にですね今度は大口の選挙区の方から菱刈の選挙区の方の中から会長も会長代理も出たとなると、皆さんが異議なしと100%賛同なさるかということ、これはやっぱり地域性からバランスを考えて一人ぐらひは大口の方から出した方がいいんじゃないかと言う意見も、出てくるのではないかと私は思うんですよ。そういうことで私は11番委員がおっしゃったようなことでバランスを考えた場合には先ほどおっしゃったような方法が一番良いのではないかなあと、私は思います。

議 長

意見は出尽くしたと思いますのでどちらにすれば良いか決を取りたいと思います。

代理は菱刈から選ぶという意見とどこでもいいという意見、会長は今大口ですので菱刈からとそういう意見があると思いますのでいづれが良いか多数決を取りたいと思いますがよろしいでしょうか？

4 番 委 員

すいません。ここで決めたらこれでいくわけですね。今後ずっと

あと半年しかないからこれでいいというのはおかしいのではないですかね。今後もこうしていくのであれば今でもいいと思うのですが私は。

(3月までですの声あり)

議長 長 はい。1番委員

1番委員 今、おっしゃった残留期間は、半年間しかありませんし、この人数の中でまた選挙をするのも大変だから、例えばやはりもし大変失礼ですが会に会長が出ていただけない時に代理が行いますよね。ですからやっぱり適任者でないといけないから私としては会長推薦が良いと思います。

18番委員 私にはあくまでもやっぱり大口、菱刈っていうのには非常に抵抗があります。例えば、言いにくいと言いますが市役所の場合を見てもですね、「やっぱり菱刈庁の職員やったでやな。」とか、たまに周りにいるんですよ。だから残念だなあと思うんですよ。この狭い地域性でですね、私は全てを含めて大口出身やっで菱刈出身やっでとか出来るだけ早くそういうのを無くしてもらいたい。と考えていますので何の組織であっても誰が適任者かというのを基本にですね、選ぶのが一番いいんじゃないかと、そうしているうちに大口菱刈というのが無くなってしまう時代になっていくんじゃないかと、なって欲しいと私は思っております。

議長 長 現在ですね、現地調査にしても、もう菱刈の大口のと言わないで菱刈の人も大口を見ないといけないし、大口の人も菱刈を見ないといけないという状況になってきています。次はもう選挙じゃなくて市長の選任となって、それぞれ各地区から推薦はしてもらおうと思いますが、菱刈のとかいう部分は無くなってくると思うんですよ。ですから後残任期間はこの陣容でいくわけですのでそこをを考えてもらってどうだろうかということで、適当な方が、この人だったらという意見があったら誰か推薦してもらって、それで私が決めていけばもう問題無いと思うんですけど。それかもう選挙をするか。

11番委員 議長その前にこの中で短い期間だけど私がやってみようと言う方はいらっしゃらないんですか？

議	長	だから選挙すれば問題ない。
1 3 番 委 員		私としては在任が短いんだから会長がこの人ならばという人を選ばれるのが一番だと。
議	長	皆さんの意見はどうですか。それでいいんですか。 今色々と意見があって菱刈の人を選ぶとか大口の人を選ぶとか考えは全くないのですが、菱刈の人たちからそういう様な意見が入ってくるということであればそういう意見も無くさないといけないので今回、菱刈の方から代理を選んでもらえば、誰か推薦していただければそれでいいと思います。それで問題無いと思います。我々が大口の菱刈のことを考えずにやっていけばいいのですから。誰か推薦してください。
議	長	1 4 番 委 員
1 4 番 委 員		1 5 番 委 員 で お 願 い し た い ん で す が 。
議	長	他の人はそれでいいんですか。
1 0 番 委 員		私の意見ですけれどもここで残任期間を決めるということですので今、総合的に会長も菱刈の方からという様な形でといわれましたから出来れば菱刈の方からさしていただければ、私はいいのかなあと 생각합니다。 だから、立候補制で菱刈の方から立候補したいという人の選挙という様な形を取っていけば差し支えないじゃないかなと私は思いますけど皆で選挙。立候補は菱刈からで。それでいきませんか。
1 番 委 員		推薦された1 5 番 委 員 で い い と 思 い ま す 。
議	長	1 5 番 委 員 で 良 い と い う 意 見 が 出 て い ま す の で 皆 さ ん そ れ で い い で す か 。
		(はいという声あり)
議	長	では、1 5 番 委 員 に お 願 い し た い と 思 い ま す が 決 定 さ せ て い た だ き ま す 。 残 任 期 間 で す が よ ろ し く お 願 い し ま す 。
		(一同拍手)

議 長 15番が欠になって15番委員は20番委員にお願いします。

————— 諸般報告 —————

議 長 事務局より、諸般の報告1番、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告2番農地の利用目的変更について事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、ご報告いたします。  
資料の1ページから2ページになります。  
農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が6件、ありましたのでご報告致します。

報告第2号、農地利用目的変更届についてページは3ページになります。事務局で今日9日に現地調査を行いましたので報告いたします。

整理番号1番の申請者は伊佐市大口田代、自治会は田代に居住されております。KKさん36歳であります。申請地は伊佐市大口田代字澤渡1475番1で地目は田、地積は404㎡のうち144㎡であり、農地法施行規則第32条第1号（農地の転用の制限の例外に基づく農業用生産施設）届であります。申請者は水田17,869㎡、畑5,808㎡ 計23,677㎡を耕作、及び養豚を営んでおります。

今後農機具の増大に伴い、自宅隣接の申請地に農業用機械倉庫を新設しようとするものです。なお今回の申請は面積が200㎡以下ですが今後増築する場合に200㎡を超える場合は転用許可申請をするよう指導、本人確認はしてあります。

次に整理番号2番の申請者は伊佐市菱刈徳辺、自治会は桜馬場に居住されております。YTさん62歳であります。申請地は伊佐市菱刈徳辺字小屋敷1499番3で地目は田、地積は1134㎡であります。申請地は旧徳辺保育所より北東へ300m程の市道に挟まれた農地であります。この農地は道路買収より細長くなり、さらに天水田の為、盛土をして畑として野菜などを栽培していこうとするものです。このままでは今後土地としての管理は難しく遊休農地対策及び農地の有効利用とし

ての許可相当であると思われます。以上のような理由により今回の2件の届け出におきまして適切であると思われますことをご報告申し上げます。以上です。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん質問はございませんか。

(なしという声あり。)

なしということでございますので、議案の審議に入ります。

————— 議案第1号 —————

議 長 議案第1号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について提案します。

事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第1号、「農業経営基盤強化促進法農地利用集積計画」に係る意見決定のうち所有権設定につきまして説明いたします。

4ページを開いてください。

整理番号1番につきまして、譲渡人は、大阪府富田林市寺池台にお住まいのHN氏で年齢は73歳です。譲受人は伊佐市菱刈前目にお住まいのYTさん58歳です。土地の所在地は伊佐市菱刈川北字樋之口4202-1で地目は田、面積は735㎡で所有権移転であります。

続きまして利用権設定についてご説明いたします。17ページの総括表をご覧ください。期間は3年から10年で面積は田195,213㎡畑50,178㎡、その他29,157㎡の合計1,128,393㎡です。利用権の設定をする者の数64人、設定を受ける者の数51人です。土地の明細につきましては5ページから16ページの整理番号1番から67番の通りです。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 只今、事務局の報告が終わりました。

委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますのでお諮りします。

1 6 番 委 員	ちよつと、すいません。1 6 ページのKファームですが、この面積は 8 8 町 2, 6 4 5 ですかね。8 8 町 広いですね。
事 務 局 長	8 8 町の内、測量された部分だけをあげております。
議 長	議案第 1 号の意見決定について、事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  (全員挙手)
議 長	全員挙手。 よつて、議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見が決定しました。
————— 議案第 2 号 —————	
議 長	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る決定について提案します。  整理番号 1 番について担当委員の調査報告を求めます。 1 4 番委員お願いします。
1 4 番 委 員	議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号 1 番について去る 1 0 月 1 5 日に現地調査を行いましたので 1 4 番が報告いたします。申請人 K T さんは始良郡湧水町木場に居住され、年齢は 4 4 歳です。譲渡人 I K さんは、神奈川県横浜市戸塚区戸塚町に居住され、年齢は 6 3 歳です。申請地は伊佐市菱刈川南字池田 2 1 5 8 - 2、地目は田、地積は 6 1 7 m <sup>2</sup> で今回は売買で相手方に所有権移転になっております。受人の経営面積ですが伊佐市に 8 2 1 m <sup>2</sup> と湧水町に 8, 9 7 3 m <sup>2</sup> で合計 9, 7 9 4 m <sup>2</sup> で取得可能面積になっております。なお、農業従事者は 3 名で通作距離は自宅より 5 km 程で現況は良く管理された水田であり経営意欲はあり、農機具なども完備されておりました。以上のような理由により当申請は農地法第 3 条 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類といたしまして全部事項証明書、耕作証明書、住民票、字図等が添付されてあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして私の報告を終わります。

議	長	<p>14番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。</p> <p>(「なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>整理番号1番について、14番委員の調査報告の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって、整理番号1番は許可が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号2番について担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>10番委員お願いします。</p>
10番委員		<p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号2番について報告いたします。まず、調査年月日10月14日に本人Kさんの立会いのもと実施いたしました。譲受人の居住地は伊佐市菱刈市山に居住され、集落は下市山で兼業農家で57歳でございます。譲渡人のNさんは伊佐市大口青木に居住され、上青木中で団体職員で54歳でございます。申請地は菱刈市山字柿木畑2214-1他1筆ということで今回申請は3,527㎡の畑でございます。受人の経営面積は1,680㎡で取得可能と思えます。受人の世帯の農作業常時従事者は3名でございます。今回は所有権売買ということで取引をされました。調査内容を報告いたします。申請地の位置は田中小学校の上になる訳ですが下市山側になっている山の頂上付近とだけいただければいいと思えます。山の中に畑がある状況でございます。現況は畑で現在はNさんが耕作されていらっしゃいました。受人のKさんは規模拡大という申請理由で耕作意欲はあり自宅から4分から5分くらい行った所の畑でございます。農機具は全て完備されていらっしゃいますが下市山の集落営農の一部は農機具は使用しながら農業をしている方でございます。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号の該当者しないと思えますので、許可相当と思われます。委員の皆様方の審議方よろしく願いいたします。添付書類と致しまして、全部事項証明書、字図が添付されております。以上で報告を終わります。</p>

議	長	<p>10番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん質問はございませんか。</p> <p>(「なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>質問はないということでございますので、お諮りいたします。 10番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって、整理番号2番は許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。 9番委員お願いします。</p>
9番委員		<p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号3番につきまして、去る10月15日、現地調査を行いましたので9番が報告いたします。</p> <p>申請人ITさんは伊佐市大口山野に居住され、自治会は井立田です。年齢は56歳です。譲渡人KKさんは伊佐市大口山野に居住され、自治会は下之馬場です。年齢は57歳です。申請地は伊佐市大口山野字三丸田3995、地目は田、地積は1,574㎡で所有権移転売買であります。受人の経営面積は100,026㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で通作距離は800mくらいに位置して、現況は良く管理されておりました。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思います。添付資料として全部事項証明書、営農計画書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>9番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さんご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p>

		<p>9番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって、整理番号3番は許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号4番については申請者が該当者ですので退席をお願いいたします。</p> <p>失礼いたします。(20番委員退席)</p>
議	長	<p>担当委員の調査報告を求めます。 11番委員お願いします。</p>
11番委員		<p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号4番について、去る10月15日に、現地調査をしましたので11番が報告いたします。申請人KKさんは伊佐市菱刈南浦に居住され、自治会は岩坪でございます。年齢は39歳です。 渡し人KKさんは伊佐市菱刈南浦に居住され、自治会は岩坪で年齢は67歳です。親子関係でございます。申請地は南浦字で申請人KKさん自宅周辺で田5筆7,708㎡で畑1筆1,351㎡合計9,059㎡で所有権移転贈与でございます。受人の経営面積は135,642㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で通作距離は自宅から500mぐらいのところでは現況は良く管理されている。経営意欲もあり農機具等も完備されております。以上のような理由により当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。皆様方のご審議方をお願いいたしまして、報告を終わります。</p>
議	長	<p>11番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。 11番委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求め</p>

		ます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号4番は、許可が決定しました。
議	長	20番委員の復席をお願いいたします。  (20番委員復席)
議	長	整理番号5番について、担当委員の調査報告を求めます。 19番委員お願いします。
19番委員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号5番につきまして、去る10月15日に申請人の母立会いをいただき現地調査を行いましたので19番が報告いたします。申請人STさんは伊佐市大口針持に居住され年齢は72歳で自治会は笠松です。渡し人YKさんは伊佐市菱刈下手に居住され年齢は89歳です。申請地は伊佐市大口針持字高峰4113-12で地目は田、地積は1,242㎡です。所有権移転贈与です。2人の関係は甥とおばの関係にあります。 受人の経営面積は629㎡で今回の取得分と議案1号の38で1,563㎡の利用権設定があり、合計3,434㎡となり取得可能面積です。農業従事者は2名で、通作距離は自宅より約300mぐらいで以前からSTさんが耕作され良く管理されております。経営意欲はあり、農機具はトラクター1台のみですが田植え、収穫等につきましては田代地区ライスセンターに依頼されているとのことでした。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思います。添付書類といたしまして、全部事項証明書、委任状、字図が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。報告を終わります。
議	長	19番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 整理番号5番について19番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号5番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号6番について、担当委員の調査報告を求めます。 5番委員お願いします。
5番委員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号6番につきまして、去る10月15日、現地調査を行いましたので5番が報告いたします。受人F Sさんは伊佐市大口宮人に居住され自治会は大住で年齢は74歳であります。渡人F Sさんは伊佐市大口宮人に居住され自治会は大住で年齢は79歳であります。渡人と受人は兄弟でございます。申請地は伊佐市大口宮人字矢楯川636-20で地目は畑、地積は128㎡であります。所有権移転贈与でございます。申請地の所在地は曾木の滝公園入口にあります自宅の北側にあつて宅地と隣接した畑でございます。現況は小菜園として利用されておりました。受人の経営耕作面積は、2,958㎡であります。今回128㎡が加わりますと3,086㎡となり取得可能な面積でございます。農業従事者は2名であります。経営意欲はあり、農機具等は完備しております。以上のような理由により当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類といたしまして、全部事項証明書、字図、位置図、委任状が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。
議	長	5番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。  (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 5番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号6番は、許可が決定しました。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について

て申請件数6件について6件の許可が決定しました。

議案第3号

議 長 議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更、(用途区分変更・除外・編入)の申出の意見決定について提案します。

議 長 整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。19番委員お願いします。

19番委員 議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更編入申出の意見決定のうち、整理番号1番について、去る10月15日、4番委員、19番委員の2名で調査を行いましたので私19番委員が報告いたします。申請人は当日、都合が悪く立会いが出来ないとのことでしたが調査の途中、申請人の母親が仕事から帰って来られて立会いをしていただきました。申請人は伊佐市大口大島にお住まいのNYさんで年齢は43歳です。申請地の所在地は伊佐市大口針持字久留須1697-1他8筆で、地目は田、地積が合計6,481㎡で申請人の実家のすぐ近くに位置しており現況は良く管理された田であります。周囲の状況は東側が道路、西側は山林、北は実家、南は道路で編入の目的は今後も永続的に農地として利用していくために農用地域区域への編入を行い中山間地域等直接支払交付金制度に取り組みたいとのことでありました。水田としては条件の良い方ではありませんが排水等よく整備され大切に耕作されている様子がうかがえました。以上のような理由により編入は妥当であると判断いたしました。添付書類として、全部事項証明書、航空写真等が添付されております。2人の調査の結果、この申請については適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。報告を終わります。

議 長 19番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りします。  
19番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、農振編入が決定しました。</p> <p>整理番号2番について担当委員の調査報告を求めます。8番委員お願いします。</p>
8番委員		<p>議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更、編入申出の整理番号2番についてですが私8番委員と10番委員さらに18番委員で調査に出向いてお伺いしましたが、本人申請人のご要望で今回は取り下げをさせていただきますということでしたので連絡しておきます。</p>
議	長	<p>只今8番委員の報告が終わりました。</p> <p>取下げということで ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>整理番号2番は、取下げが決定しました。</p> <p>続いて整理番号3番について担当委員の調査報告を求めます。5番委員お願いします。</p>
5番委員		<p>議案第3号農業振興地域整備計画一部変更、除外申出の意見決定のうち整理番号3番につきまして、去る10月15日、代理申請者のTさん立会いのもと、会長、16番委員、私5番委員の3人で共同調査を行いましたので、5番委員が報告いたします。申請人YYさんは伊佐市大口下殿に居住され、自治会は上之馬場で年齢は77歳であります。申請地は伊佐市大口白木字牧ヶ嶺1006-26で地目は田、地積は1,791㎡であります。申請地の所在地は白木のK建築の西側に位置し、周囲の状況は南側が田んぼで全て山林となっております。農振除外の目的につきましては山間地域のため、鳥獣被害が生じ、昭和51年より耕作放棄したため原野化したので今後は原野として維持管理を行っていきたいとの申請予定でございます。農振除外しても他の耕作者とは問題はないものと思われまます。以上の事から3人で協議いたしました結果、農振除外はやむを得ないものと判断いたしました。添付書類といたしまして、全部事項証明書、位置図、現地写真が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>5番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「なし」という声、多数あり。)</p>

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>5番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号3番は、農振除外が決定しました。</p> <p>続いて整理番号4番について担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>18番委員お願いいたします。</p>
18番委員		<p>議案第3号農業振興地域整備計画一部変更、除外申出の意見決定についてのうち、整理番号4番につきまして、去る10月15日、8番委員、10番委員、私18番委員の3人で共同調査をいたしましたので18番が報告をいたします。申請人は伊佐市大口青木にお住まいでした現在病院に入院中であります。自治会は上青木中であります。入院中のため、代理人に始良郡湧水町田尾原にお住まいのIMさんになっておられますが、現地には時間まで待ってございましたけれども来られませんでした。事務局に連絡を取り、調べてもらいましたが電話等もわからずに3人で現地を確認し調査しようということで3人で調査いたしました。申請地の所在地は伊佐市大口青木字渡瀬口2553-10、地目は田、地積は314㎡で国道474号線沿いの新青木にありますとんでん池というのがありますがそこから山間部の方に800m位山手に入ったところで東側は川、河川改修がされていない自然の川です。北側が山林、西側が一部田ですが林道が通っております。南側も一部田がありますが原野状態。除外目的は現在耕作が出来る状態ではなく、原野化し岩石が散在し農地としては不適となっているので原野として登録をするためとなっておりますが、現地に行きますと誰が見てもこんな所に田んぼがあったのかと思われるような一部は河川敷に入っているのではないかというくらいの状況です。この申請につきましては関係者は来られませんでしたけれども私どもの判断で一応報告をしようということで報告に至ったわけですが、必要な添付書類は全て揃っております。先ほど言いましたように3人の調査員の意見において適切であると判断をいたしましたけれども委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。報告を終わります。</p>
議	長	<p>18番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「なし」という声、多数あり。)</p>

- 議 長 なしということですので、お諮りします。  
18番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。  
よって整理番号4番は、農振除外の意見が決定しました。  
続いて整理番号5番について担当委員の調査報告を求めます。  
16番委員お願いいたします。
- 16番委員 報告の2号の1で説明もありましたがKKさんの分です。議案第3号農業振興地域整備計画一部変更、用途区分変更の意見決定のうち、整理番号5番につきまして去る10月15日、会長、5番委員、私16番委員、それに申請人のKKさん立会いの下、現地調査をいたしましたので16番委員が報告をいたします。申請者は伊佐市大口田代に居住されております。今回、農用地利用計画変更申請で現況は雑種地となっておりますが、ここに農業用施設、農機具倉庫を建設されるものであります。農用地の所在地ですが伊佐市大口田代字澤渡1475-1、地積は404㎡でありその中の農業用施設144㎡となっております。周囲の状況ですが東は山林、北は自宅、南は申請者の土地、西側は道路となっております。周囲に及ぼす影響はなく3委員で話し合った結果、適切であると判断いたしました。添付書類といたしましては、全部事項証明書、現地写真、字図等が添付されており、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。報告を終わります。
- 議 長 16番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということですので、お諮りします。  
16番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。  
よって整理番号5番は、用途区分変更の意見が決定しました。

議案第3号は、申請件数5件で、取下げ1件、編入1件、除外2件、用途区分変更1件がそれぞれの意見が決定しました。

議案第4号

議長 議案第4号農地法第4条の規定による許可申請に係わる意見決定並びに許可及び諮問決定について提案します。整理番号1番について担当委員の報告を求めます。10番委員をお願いします。

10番委員 農地法第4条の規定による許可申請に係わる意見決定並びに許可及び諮問決定について整理番号1番を10番が報告いたします。調査年月日10月15日、8番委員、18番委員、3名で調査いたしました。申請地の所在地は伊佐市大口篠原字島巡り1863番地、申請人THさん。本件は転用目的が農業用機械倉庫ということで申請されました。面積の畑は944㎡のうち198㎡が農業用機械倉庫という形でございます。申請地は大口中央中学校より東側に1,500mくらいかなと思いますけど、現況は一部が畑で倉庫という形になっておりました。資金の調達については自己資金で申請されるということでございます。転用目的は農業用倉庫という様な形で申請地の東側は畑、西側については倉庫と自分の自宅と、南は人家がありまして北側は畑という様な形で隣接地については被害控除計画書が添付されておりました。添付書類といたしまして事業計画書、被害控除計画書、転用に係わる契約書、汚水処理確約書、全部事項証明書、申請地の地図を添付されておりました。3名の意見としましては許可相当という形で見ました。委員の皆様のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 10番委員の報告が終わりました。委員の皆さん質問・ご意見等ございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。

10番委員の報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって整理番号1番は報告の通り意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。整理番号2番について担当委員の報告を求めます。3番

委員をお願いします。

3 番 委 員 議案第 4 号農地法第 4 条の規定による許可申請に係わる意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号 2 番につきまして、去る 10 月 15 日に 13 番委員と私 3 番とで現地調査を行いましたので 3 番が報告いたします。申請人 MN さん、代理人行政書士の MS 氏立会いの下、共同調査をいたしました。申請人 MN さんは伊佐市大口牛尾に居住され年齢は 85 歳、自治会は郡山でございます。申請地の所在地は伊佐市大口牛尾字針牟田 107-4、地積 201㎡と 104-2、地積 968㎡で地目いずれも畑でございます。農地区分は第 2 種農地でその他の農地となっており、転用目的は農業用倉庫であります。申請地の所在地は大口牛尾団地より南側へ約 500m 位で MN さんの自宅のすぐ隣同じ住宅の敷地内でございます、すでに 10 年位前から倉庫 2 か所が建設されており、その建物の敷地だけを今回分筆される予定であります。南側市道、東側自宅、西側畑、北側農道であります。排水溝もあり周囲に与える影響はないものと思われます。添付資料として全部事項証明書、被害防除に関する誓約書、字図、始末書等が添付してあり、2 名で協議し許可相当といたしました但委員の皆様のご審議方をよろしく願いいたしまして私の報告を終わります。

議 長 3 番委員の報告が終わりました。委員の皆さん質問・ご意見等ございませんか。  
(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
3 番委員の報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号 2 番は報告の通り意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。整理番号 3 番について担当委員の報告を求めます。20 番委員をお願いします。

20 番 委 員 議案第 4 号農地法第 4 条の規定による許可申請に係わる意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号 3 番につきまして、去る 10 月 15 日に 11 番委員、14 番委員、私 20 番そして申請者の立会いの下 4 人で共同調査をいたしましたので内容についてご報告いたします。申

請人はF Tさん、お住まいが、鹿児島県始良郡湧水町北方にお住まいで  
ございます。対象の所在地は伊佐市菱刈南浦字日ノ丸2039-2、地  
目は畑で2034㎡でございます。転用目的は牛舎の建設ということで  
農地につきましても農用地区域外のその他の農地で第2種農地でござ  
います。調査内容でございますが申請地は本城小川添自治会があります  
けれども本城小川添線の間接点に位置しまして、現況は遊休の畑でござ  
いましてが今、申し上げました通り少し基礎工事をされているという現  
状でございます。転用目的は畜舎の建設でございます。周囲の農地等に  
係わる営農への影響ということですが申請地の東側は農道、西は水田、  
南は公衆用道路、北は水田でございます。尚、今建設されてるところの  
ですね、公衆用道路を挟んで隣接するところに本人さんの大きな牛舎も  
あります。日ごろその牛舎の管理をされております。そのようなことで  
本人を含めまして今の現況を見まして指摘するところといたしまして  
のり面が用水路に沿っていましたので、耕作される水田の方々に対して  
のり面が大雨が降った場合に崩れて用水路を塞ぐ恐れがあるのでそれ  
だけはきちっとやっていただきたいということで申し上げたところそ  
ののり面についてはコンクリートで処理をして用水路に土砂が流れな  
いようにしたいということでございました。それともう一つは私のとこ  
ろにも隣接者が相談に来ていましたので、隣接する地権者に対しては牛  
舎を建てることと隣接する方々には迷惑をかけないようにしますとい  
うこととお話を通してくださいと話しました。そのようなことで3人  
で協議の結果、ここを有効に活用することと隣接する牛舎もあります関  
係でですね、追認頂いたらどうだろうと結論に至りました。必要書類と  
いたしまして、利用計画書、全部事項証明書、被害控除計画書、航空写  
真、転用に係わる誓約書等が添付されておりました。以上で終わります。

議 長 20番委員の報告が終わりました。委員の皆さん質問・ご意見等ござ  
いませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。

20番委員の報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛  
成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。

よって整理番号3番は報告の通り意見の決定並びに許可及び諮問が  
決定しました。整理番号4番について担当委員の報告を求めます。11

番委員お願いします。

1 1 番 委 員 議案第4号農地法第4条の規定による許可申請に係わる意見決定並びに許可及び諮問決定について整理番号4番につきまして、去る10月15日、14番委員、15番委員、私11番委員で、申請人OSさんの奥さん立会いの下、共同調査をいたしましたので11番が報告いたします。申請人OSさんは伊佐市菱刈荒田に居住されております。年齢は82歳です。自治会は下荒田であります。申請地の所在地は伊佐市菱刈荒田池島3969番地です。地目は田、地積は753㎡であります。農地区分は第2種農地でその他の農地となっております。転用目的は山林でございます。申請地の所在地ですけれど下荒田から西太良の方に通ずる道路で丁度大口と菱刈の境の所から南へ200m位入り組んだ所でございます。南側は山林、東側も山林、北側は転作田であり、西側も山林でありました。現況は周りが山林に囲まれて休耕田に27年今年の2月に植林をしたということで始末書も添付されておりました。添付書類といたしまして、全部事項証明書、配置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等も揃っておりました。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。本日お集まりの委員の皆様方のご審議方をよろしく願います。以上です。

議 長 11番委員の報告が終わりました。委員の皆さん質問・ご意見等ございませんか。  
(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
11番委員の報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号4番は報告の通り意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。整理番号5番について担当委員の報告を求めます。6番委員お願いします。

6 番 委 員 議案第4号農地法第4条の規定による許可申請に係わる意見決定並びに許可及び諮問決定について整理番号5番につきまして、去る10月15日、2番委員、9番委員、私6番委員それに申請人AAさんの立会

いの下、共同調査をいたしましたので6番委員が報告いたします。申請人AAさんは伊佐市大口刈辺に居住され年齢は84歳です。自治会は刈辺であります。申請地の所在地は伊佐市大口刈辺字住吉188番地で地目は畑、地積は599㎡であります。既にクヌギが植えてありました。尚、この申請地は去年の遊休農地調査で2番委員に指摘を受けた場所です。申請地の所在地は大口より左に面する道路より刈辺三差路100メートル手前より墓地へ通じる道路がありますが農道沿いであり、南側畑、東側宅地、北側原野、西側畑になります。転用目的はクヌギ植林にしたいとのことです。周囲には農地があり、三人の意見の違いも有りましたが、添付書類として転用に関する誓約書、農地法の理解が不足で単独で植栽をしたことの始末書、周囲の農地所有者4名により始末書が提示されております。農地法第4条に伴う隣接者承諾書、尚、承諾書印をもらう時に4名の方々に植林した木が大きくなり次第、支障を起した場合はさっそく邪魔になるときはいつでも切り倒してよいとのことで、約束してあるようでございます。尚、当日ももうすでに畑の横の1列ぐらいは枝を落としてあったようでございます。そこで3人で協議の結果、この申請については許可の方向で良いのではないかと判断いたしました。委員の皆様のご審議方をよろしくお願いいたしまして報告を終わります。

議 長 6番委員の報告が終わりました。委員の皆さん質問・ご意見等ございませんか。  
(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
6番委員の報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号5番は報告の通り意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第4号は申請件数5件について5件の意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について提案します。

整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。  
17番委員をお願いします。

17番委員 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに諮問決定のうち整理番号1番につきまして、去る10月15日申請人S株式会社H鉦山代理人として立会いしていただき1番委員、12番委員、私17番委員の3人で共同調査をしましたので、17番が報告いたします。申請人で譲受人となっております伊佐市菱刈前目にお住まいの鉦山長でありますTAさんでございます。譲渡人は伊佐市菱刈川北にお住まいのNHさんで、自治会は猶原であります。本申請は所有権移転、一時転用で、転用目的は仮設道路として鉦山の資材道路、ボーリング調査に対する駐車場等、設置し平成27年11月1日から平成28年4月30日まで約6ヵ月間転用をされるということで申請がなされております。申請地の所在地は伊佐市菱刈川北字大松山1298番、地目は田、地積は873㎡、他10筆、10筆の地積合計12,727㎡であります。農地区分は第1種農地となっております。申請地の所在地は旧JAの支所から東へ約500mに位置しておりまして南側は道路、東側は山林、北側は同じく山林、西側は山林で山に囲まれている迫田でございます。他に与える影響はございません。添付書類として土地全部事項証明書、配置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、資金証明書等が添付されております。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

議 長 17番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
17番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、17番委員の調査報告の通り、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号2番について担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>6番委員お願いします。</p>
6番委員		<p>議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について整理番号2番について去る10月15日、2番委員、9番委員、私6番委員3名と申請人の代理人のO司法書士の4人で調査をいたしましたので6番委員が報告いたします。譲受人は伊佐市大口小木原に居住し、自治会は春村で59歳です。譲渡人は伊佐市大口牛尾に居住の自治会は郡山で82歳です。2人の関係は親子、譲受人の奥さんの母になります。申請地は所有権移転の贈与で転用目的はクヌギの植林であります。申請地の所在地は伊佐市大口小木原字大丸362-81と同じく362-82の2筆で1,353㎡で現在は原野であります。南にクヌギの植林がしてあり作物への日当たりが悪くなり今回の申請に至ったとのことです。南側山林クヌギが植えてありました。北側3mの道路を挟んで住宅、東側マルイ食品工場より国道267号に通ずる市道であります。西側は住宅であり、この住宅とは親戚関係に当たります。尚、植林をする時は大きくひかえて植えるとのことで申請書には被害防除に関する誓約書等が添付してあり、3人で協議の結果、許可の方向で良いのではないかと判断いたしました。委員の皆様方のご審議をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>6番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>6番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、6番委員の調査報告のとおり意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。</p>

議長 整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。  
9番委員をお願いします。

9番委員 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号3番について、去る10月15日、申請人S住職は出張の為住職のお母様立会いの下、2番委員と6番委員と私9番委員の3人で共同調査をいたしましたので私9番委員が報告いたします。譲受人は伊佐市大口小木原 S 自治会が小木原東であります。譲渡人は大阪府八尾市志紀町西にお住まいのAYさんで年齢は73歳であります。本申請は所有権移転売買、転用目的はJ寺の駐車場として利用されるとのことです。申請地の所在地は伊佐市大口小木原字橋ノ口545-28、地目は畑、地積は524㎡であります。農地区分は第2種農地となっております。申請地の所在地は小木原簡易郵便局より500mに位置し、南西側は道を挟み家、北側は雑種地、東側は家で周囲に与える影響はないと思われます。添付書類として、航空写真、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、全部事項証明書、履歴事項全部証明書、通帳残高証明書、宗教法人浄光寺定款が提示されております。調査の結果、この申請については3名の調査委員の意見において、適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして。以上で、報告を終わります。

議長 9番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
〔なし〕という声、多数あり。〕

議長 なしということでございますので、お諮りします。  
9番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号3番は、9番委員の報告の通り、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議長 整理番号4番について担当委員の調査報告を求めます。

1 2 番委員お願いします。

1 2 番委員 議案第 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について整理番号 4 番につきまして、去る 10 月 15 日、申請人株式会社 N の M さん立会いのもと 1 番委員、17 番委員、私 1 2 番委員の 3 人で共同調査をしましたので、私 1 2 番が報告します。譲受人鹿児島市鷹師の株式会社 N であります。譲渡人は伊佐市菱刈前目にお住まいの K K さんで自治会は前目下であります。本申請は伊佐地区において今後多数の太陽光施設工事を予定しており、資材置き場として利用となっております。申請地の所在地は伊佐市菱刈前目字 2 4 5 3 - 1、地目は田、地積は 8 5 2 m<sup>2</sup>であります。農地区分は第 1 種となっております。申請地の所在地は菱刈庁舎より東へ約 5 0 0 m に位置しており、南側は通学路、東側は田んぼ、北側は市道、西側は前目集会場であり、周囲に与える影響はないと思われます。添付書類として、全部事項証明書、転用に関する誓約書、航空写真、字図、配置図、事業計画書、汚廃水処理確約書、土地改良区の意見書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、資金証明書、履歴事項全部証明書、株式会社 N 定款、土地賃貸契約書が添付されております。調査の結果、この申請について 3 名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 1 2 番委員の調査報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
1 2 番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号 4 番は、1 2 番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号 5 番について担当委員の調査報告を求めます。  
1 番委員お願いします。

- 1 番 委 員 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について整理番号5番につきまして、1番委員がご報告いたします。調査日は去る10月15日、調査員は12番委員、17番委員、1番委員の3人で致しました。立会人はKSさんです。譲渡人住所伊佐市菱刈重留、お名前はHRさん82歳、自治会は重留西です。譲渡人住所伊佐市菱刈重留 自治会は重留西です。お名前はKSさん68歳です。申請地は伊佐市菱刈重留字薬師原1341-4、地目は畑です。地積は66㎡、目的は倉庫、法律は所有権移転売買です。農地区分は2種農地であります。場所は重留新号を西へ約550m位の位置です。東側は狭い通路です。西は畑です。南側も畑です。北側は住宅です。添付書類は字図、全部事項証明書、事業計画書、残高証明書、航空写真、汚廃水処理確約書、被害防除誓約書等揃っております。3名で協議した結果、許可相当となったので委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。私の報告を終わります。
- 議 長 1番委員の調査報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということですので、お諮りします。  
整理番号5番について1番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。  
  
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。  
よって整理番号5番は、1番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。
- 議 長 整理番号6番について担当委員の調査報告を求めます。  
13番委員お願いします。
- 1 3 番 委 員 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について整理番号6番につきまして、10月15日、3番委員、13番委員、行政書士のOさんとKさん立会いの下調査しましたので13番委員が報告します。譲受人TYさん27歳は伊佐市大口上町に居住され、自治会は八坂団地です。譲渡人TSさん59歳は伊佐市大口上町に居住されております。申請地は伊佐市大口里字羽祢田

島2556-5、面積は258㎡、地目は田となっておりますがすでに区画がなされており一つの区画が残っております。この区画にTさんが一般住宅を建てられます。東側、西側、北側は住宅、南側は市道となっており協議の結果、周囲に及ぼす影響はなく、問題はないと判断いたしました。また、添付書類として融資見込み証明願、被害防除計画書、汚廃水処理確約書、土地改良区意見書も出されておりますのでなんら問題はないと思われます。ご審議方よろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

議 長 13番委員の調査報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
〔なし〕という声、多数あり。〕

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
整理番号6番について13番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。  
  
〔全員挙手〕

議 長 全員挙手。  
よって整理番号6番は、13番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第5号については、申請件数6件、意見の決定並びに許可及び諮問6件が決定しました。

————— 議案第6号 —————

議 長 議案第6号非農地証明願いについて、整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。

議 長 1番委員お願いたします。

1 番 委 員 議案第6号非農地証明願いにつきまして、整理番号1番について調査させていただきました。去る10月15日調査いたしました。12番委員、17番委員、1番委員で共同調査をいたしました。申請人住所大阪府寝屋川市萱島東YAさんです。立ち会いの方にはいらっしやいませんでした。所有者は同じくです。土地の所在地は、伊佐市菱刈徳辺字上ノ原1

471番地、地目は田、地積は386㎡です。農地区分は2種農地です。耕作放棄した原因は、耕作ができなくなって杉が3本、4本植えたとの報告です。どなたがされても作付けできないとの事でした。場所は旧徳辺保育所より東へ250m位に位置に入ったところで、東が民家、西側が民家、南が農道、北側は竹やぶです。三名で協議いたしました。許可相当と思いました。尚、添付資料といたしましては、非農地証明願、全部事項証明書、航空図等そろっております。委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。私の報告を終わります。

議 長 1番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
〔なし〕という声、多数あり。〕

議 長 なしということですので、お諮りします。  
1番委員の調査報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、報告の通り非農地として証明が決定しました。

議 長 整理番号2番について担当委員の調査報告を求めます。  
  
14番委員お願いします。

14番委員 まず、発表の前に場所が2か所に分かれていますので続けて行います。  
議案第6号非農地証明願について整理番号2番につきまして、去る10月15日、申請人のOSさん立会の下、11番委員と15番委員、私14番委員の3人で共同調査を行いましたので、14番委員が報告いたします。申請人は伊佐市菱刈荒田にお住まいのOSさんです。土地の所在地は伊佐市菱刈荒田字上ノ山4134-12です。地目畑、現況は山林です。地積は1,920㎡になっております。周囲の状況は周りは全て山林となっておりました。非農地となった時期及び理由といたしましては昭和62年2月頃から、周りの山林化が進み、耕作を断念し、杉を植林したとのこととあります。申請地の位置として本城小学校より北西に約3kmほどで、北側、東側、西側、南側全て山林であります。全体が山林になっており農地性は消失しているものと年齢も高齢化で農地へ

の復旧は困難であると3人の調査委員とともに判断いたしました。添付資料といたしまして全部事項証明書、航空写真、非農地証明願が添付されています。引き続きまして土地の所在地は2筆ともに連なっております。伊佐市菱刈荒田字上ノ山4108-1、地目は田、現況は宅地、地籍は412㎡であります。伊佐市菱刈荒田字上ノ山4109、地目は田、現況は宅地、地籍は461㎡となっております。状況はすでに農業用倉庫が建っております、登記済み権利証書が発行された時点で完了したものだと思って20年以上放置をされ今回、非農地化への申請となっております。尚、農地区分は2種農地となっております、土地改良事業等はありませんでした。申請地の位置として本城小学校より北西に約3.2kmほどで、北側は住宅、東側は雑種地、西側は住宅、南側は雑種地であります。農地への復旧はすでに20年以上農業用倉庫が建っているため、困難であると3人の調査委員と判断いたしました。添付書類といたしまして、全部事項証明書、航空写真、非農地証明願が添付されております。委員の皆様方のご審議方、よろしく願いまして、私の報告を終わります。

- 議 長 14番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
〔なし〕という声、多数あり。〕
- 議 長 なしということですので、お諮りします。  
14番委員の調査報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。  
  
〔全員挙手〕
- 議 長 全員挙手。  
よって整理番号2番は、報告の通り非農地として証明が決定しました。
- 議 長 整理番号3番について担当委員の調査報告を求めます。
- 議 長 4番委員お願いします。
- 4 番 委 員 議案第6号非農地証明願について、整理番号3番につきまして、去る10月15日、申請人のHMさん立ち会いのもと、19番委員、私4番委員の二人で、共同調査を行いましたので、4番が報告いたします。

申請人は伊佐市大口曾木にお住まいのHMさんです。土地の所在地は大口曾木字蘭牟田2368-3、地目は畑、地籍は555㎡であります。申請地の位置はMさんの住宅の東側にあり、北側は山林、東側が山林、西側が住宅、南側が道路を挟んで畑となっております。現在はほとんど庭となっておりますので駐車場や物置として使っているということで農地性を消失しております。添付資料としまして非農地証明願、全部事項証明書等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 4番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
〔なし〕という声、多数あり。〕

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
4番委員の調査報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。  
  
〔全員挙手〕

議 長 全員挙手。  
よって整理番号3番は、報告の通り非農地として証明が決定しました。

議 長 議案第6号非農地証明願については、3件の申請で3件を非農地として証明することが決定しました。

議 長 その他。 お願いします。

事務局 はい。それでは、総会資料の45ページをお開き下さい。10月の月例報告です。

去る15日の木曜日、現地調査をしていただきました。それから本日20日、第7回の農業委員会の総会です。10月の26日の月曜日、10月の定例常任議員会議ということで鹿児島市の方で行われます。11月の行事予定ですが、13日が現地調査の予定になってます。17日が始良伊佐地域農業委員の研修会ということでこれについては後ほど説明いたします。20日が第8回の農業委員会の総会ということになります。26日が11月の定例常任会の議員会議ということになります。月例報告は以上です。

議 長	その他。何かないですか
事 務 局 長	<p>それでは、平成27年度第7回農業委員会総会を終了します。          姿勢を正して下さい。          一同礼          お疲れ様でした。</p> <p>【終了時間 午前10時39分】</p>

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 ..... 会 長

伊佐市農業委員 ..... 4 番委員

伊佐市農業委員 ..... 5 番委員